

<利用料金表>

浜松市発達医療総合福祉センターのご利用に際しての利用料金の額は下記のとおりとなっています。

なお、この利用料金の額は「浜松市発達医療総合福祉センター条例」に基づき、浜松市長の承認をいただいております。

【 かがやき 】 生活介護・就労継続支援B型

1 障害福祉サービス費

障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を負担していただきます。利用者の世帯の収入状況に応じて利用者負担額の上限があります。

2 特定費用

利用区分	利用料金の額
給食費(食事提供加算の該当者)	340円(まとも食を食する者)
	310円(副食のみまとも食を食する者)
	260円(上記以外の者)
給食費(上記以外の者)	680円(まとも食を食する者)
	650円(副食のみまとも食を食する者)
	600円(上記以外の者)

【 はばたき 】 就労継続支援B型

1 障害福祉サービス費

障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を負担していただきます。利用者の世帯の収入状況に応じて利用者負担額の上限があります。

2 特定費用

利用区分	利用料金の額
給食費(食事提供加算の該当者)	340円(まとも食を食する者)
	310円(副食のみまとも食を食する者)
	260円(上記以外の者)
給食費(上記以外の者)	680円(まとも食を食する者)
	650円(副食のみまとも食を食する者)
	600円(上記以外の者)

【 ふれんず 】 生活介護

1 障害福祉サービス費

障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を負担していただきます。利用者の世帯の収入状況に応じて利用者負担額の上限があります。

2 特定費用

利用区分	利用料金の額
給食費(食事提供加算の該当者)	340円(まとも食を食する者)
	310円(副食のみまとも食を食する者)
	260円(上記以外の者)
給食費(上記以外の者)	680円(まとも食を食する者)
	650円(副食のみまとも食を食する者)
	600円(上記以外の者)